

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

26北信地環第94号

平成26年(2014年)8月8日

飯山陸送株式会社

代表取締役 勝山 一成 様

長野県北信地方事務所長

平成26年6月16日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書（一般廃棄物処理施設の設置許可）

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県飯山市大字静間280番地1 飯山陸送株式会社 代表取締役 勝山 一成	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字豊津字冷田5055番地	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	ごみ処理施設（使用済みきのこと培地の乾燥施設）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 使用済みきのこと培地	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	14.4t/日（0.6t/h：24時間稼働）	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市砦区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に関する指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) (1) 中野市長 (2) 砦区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 (3) 当該施設を設置する土地の所有者 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針第2の1(1)及び(2)	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第1回 平成26年8月23日(土)午後7時より 第2回 平成26年8月24日(日)午後7時より (場所) 中野市砦区生活改善センター	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。 なお、砦区以外の周辺の区の住民又は事業者から砦区外の公民館等での説明会の開催要望があった場合、説明会を追加開催するよう中野市長から要望がありました。